

平成 31 年 4 月 3 日
(平成 31 年 4 月 5 日更新)

関係者各位

再生債務者 株式会社 MTGOX
再生管財人 弁護士 小林 信 明

取引所関係再生債権の認否に関する Q&A

再生管財人は、MTGOX のビットコイン取引所のユーザー（以下「ユーザー」といいます。）の仮想通貨及び/又は金銭の返還に関する再生債権（以下「取引所関係再生債権」といいます。）について認否を行い、平成 31 年 3 月 15 日、かかる認否結果を記載した認否書を東京地方裁判所に提出しました。

以下のとおり、認否に関する Q&A を掲載しますので、ご参照ください。

第 1 認否全般について

Q1-1 認否結果はどのように確認することができるか。

A 再生管財人は、取引所関係再生債権を届け出たユーザーに対して、再生債権を届け出た際に申告した連絡先メールアドレス宛てに認否結果を記載したメールを送付しました。

また、MTGOX の再生債権届出システム（以下「本システム」といいます。）から取引所関係再生債権を届け出たユーザー（以下「オンライン債権者」といいます。）は、本システムにログインして、オンラインでも認否結果を確認することができます。

詳細は下記のリリース文をご確認ください。

[「取引所関係再生債権に係る認否結果の通知のお知らせ」](#)

Q1-2 再生債権届出システムにログインできないので、認否結果が閲覧できない。

A オンラインで債権を届け出た際に設定した連絡先メールアドレス及びパス

ワードを入力したうえで、Authenticator に表示される 6 桁の確認コードを入力して本システムにログインしてください。

パスワードを忘れた場合は、パスワードリセット機能を使ってパスワードのリセットを行ってください。

[「パスワードのリセット」](#)

Q1-3 再生債権を届け出たが、認否結果のメールが届かない。

A 再生債権を届け出た際に申告した連絡先メールアドレス宛てに認否結果を記載したメールを送付しましたので、再度ご確認ください。

再生債権を届け出たにも関わらず認否結果を記載したメールが見つからない場合、氏名、X 又は Y から始まる債権者番号、MTGOX のビットコイン取引所に登録したユーザーネーム及びメールアドレスを記載し、本人確認資料の写しを添付したうえで、メールサポート (support@mtgox.com) までメールでご連絡ください。

Q1-4 本システム上で認否書全体を公開することはプライバシー上問題ではないのか。

A 認否書は、届出者の届出内容とそれに対する再生管財人の認否内容が記載されるため、再生手続の運用上、届出者の氏名が記載されることが予定されています。今回、本システム内でこれを公開することに関しては、裁判所と協議した上で公開したものですので、法的に問題ない対応であると考えています。

Q1-5 届出を行っていないにもかかわらず私の債権が認められたが、なぜか。

A 日本の法律では、再生管財人が知っている再生債権については、債権届出がされていなくても認否書に記載しなければならないとされています（民事再生法 101 条 3 項）。このような債権を、「自認債権」といいます。再生手続においては、自認債権も弁済の対象となります。但し、自認債権は、今後の手続において通常の再生債権とは異なる扱いを受けます。たとえば、自認債権には再生計画案の決議において議決権が与えられません。

第 2 認められなかった債権について

Q2-1 なぜ債権が認められなかったのか。

A 一般論としては、債権届出者と紐付くユーザーの残高が届出全額に満たない場合は、残高を超える部分は認めていません。また、債権届出者と紐付くユーザーの残高が 0 であったことや債権届出者がユーザー本人とは認められなかったことなどを理由として債権が存在しないと判断されたものについて、届出全てを認めていません。なお、債権が認められなかった理由に関する個別の問い合わせには回答できませんので、ご了承ください。

Q2-2 自分の届出に対する認否の結果に納得できない場合、どのようにすれば良いか。

A 裁判所に対し、再生債権の査定の申立てをして頂く必要があります。これは、再生管財人の認否に異議のある再生債権者が、裁判所に申し立て、自分の再生債権の額等を裁判所に決定してもらう手続です。

具体的には、再生管財人室に、平成 31 年 3 月 30 日～同年 5 月 7 日（日本時間）の間に必着で、査定申立書（日本語で作成して頂く必要があります。）と証拠書類（日本語に翻訳して頂く必要があります。）を 2 部、本人確認資料の写しを 1 部郵送して頂く必要があります。

[郵送先]

株式会社 MTGOX 再生管財人室

〒102-0083 東京都千代田区麹町三丁目 4 番地 1 麹町 3 丁目ビル 202 号

なお、再生管財人が各債権者様の債権確定手続に関する個別的なご相談に応じることはできかねますので、予めご了承ください。

Q2-3 自分の届出に対する認否の結果に納得できない。再生管財人はどのような調査を行い認否をしたのか。

A MTGOX に残された様々なデータを踏まえ、必要な調査をし、認否しました。

Q2-4 自分の債権が認められたが、何か手続をとる必要があるか。

A 認められた債権に関する今後の手続については、追って本ウェブサイト等においてご連絡する予定です。第 3 において記載する一部の届出債権者から異議がなされた場合の手続は Q3-1～Q3-4 をご参照ください。

Q2-5 債権が認められたという通知と、認められなかったという通知を両方受領しているが、自分の認否結果はどうなっているのか。

A 複数のアカウントに関する債権を届け出ている場合には、それぞれのアカウントごとに債権を認否しています。1つのアカウントに関する債権を複数回届け出ている場合には、二重に債権が認められることのないように、いずれかの届出に関する債権のみを認め、その他の届出に関する債権を認めないという認否がされている場合があります。

第3 一部の届出債権者が述べた異議について

Q3-1 一部の届出債権者から債権の一部に対して異議が述べられたということだが、どういう意味か。

A 届出債権者は、一般調査期間（平成31年3月22日～同月29日）の間、再生管財人が認めた他の再生債権の内容に異議を述べることができ、本民事再生手続においても、一部の届出債権者から債権の一部に対して異議が述べられました。

Q3-2 一部の届出債権者からの異議の対象となった債権はどの範囲か。

A 本民事再生手続において一部の届出債権者から異議が述べられたのは、本民事再生手続において再生債権届出をしておらず、破産手続時に破産債権届出もしていない方の自認債権です（自認債権の意味については、**Q1-5**をご確認ください）。

再生債権届出を行い、X又はYで始まる債権者番号が付されている債権者は、一部の届出債権者からの異議の対象にはなっておりません。

また、2018年6月22日に中止したMTGOXの破産手続において破産債権届出を行い、A又はBで始まる債権者番号が付されている債権者も、一部の届出債権者からの異議の対象にはなっておりません。

Q3-3 一部の届出債権者から異議が述べられた債権につき、何の対応もとらないとどうなるのか。

A 一部の届出債権者からの異議の対象となった債権者は、平成31年3月30

日～同年 5 月 7 日の間に、東京地方裁判所に対して査定の申立てをしなかった場合、債権者としての権利を失います。査定申立ての手続については、Q3-4 をご参照ください。

今後、仮に異議を述べた債権者によって異議が取り下げられた場合、当該異議の対象となった債権者において査定の申立てを行う必要はありません。異議が取り下げられた場合は、再生管財人から改めてその旨ご連絡いたします。

Q3-4 債権者としての権利を失わないようにするためには、一部の届出債権者からの異議に対してどのような対応をとればよいのか。

A 一部の届出債権者からの異議の対象になった債権を有する方で、再生管財人がメールアドレスを把握しているユーザーの方には、査定申立ての案内を記載した E メールを送信しておりますので、そちらをご確認ください。

自分が一部の届出債権者からの異議の対象となった債権者であると考えているにもかかわらず、上記 E メールを受信していないという方は、下記の情報を記載して、本人確認資料の写しを添付したうえでメールサポート (mtgox_assessment@noandt.com) に連絡してください。

- ・氏名
- ・MTGOX のビットコイン取引所に登録していたユーザーネーム
- ・MTGOX のビットコイン取引所に登録していた E メールアドレス

第 4 債権届出及び認否に関するその他の手続

Q4-1 自分の債権者番号が分からない。

A 再生債権を届け出た際に申告した連絡先メールアドレス宛てに認否結果を通知しており、当該メールに債権者番号も記載されているので、当該メールをご確認ください。

Q4-2 届出システムにログインできなくなった。

A パスワードを忘れた場合は、パスワードリセット機能を使ってパスワードのリセットを行ってください。

[「パスワードのリセット」](#)

その他の理由により再生債権届出システムにログインできない方は、メールサポート (support@mtgox.com) までメールでご連絡ください。

第5 今後の手続について

Q5-1 再生計画案はいつ提出されるのか。

A 再生計画案の提出期限は平成 31 年 4 月 26 日と定められていますが、今後の手続の進捗次第で延長される可能性があります。再生計画案の提出期限が延長された場合は、本ウェブサイト等においてご連絡する予定です。

Q5-2 再生計画案が提出された後の手続はどうなるのか。

A 再生計画案が提出された後の手続については、再生計画案提出後に追って本ウェブサイト等においてご連絡する予定です。

Q5-3 再生計画案への投票はどのようにするのか。

A 債権者の皆様の議決権行使の方法等についても、再生計画案提出後に追って本ウェブサイト等においてご連絡する予定です。

Q5-4 弁済の時期や方法を知りたい。

A 弁済の時期や方法については、今後再生計画の中で定められることとなります。したがって、弁済の時期や方法について現時点でお答えすることはできません。

以上